

# 学校における働き方改革取組方針

令和2年3月

熊野町教育委員会

## 1 取組方針策定の趣旨

教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務，印刷や諸費会計などの事務的な業務，部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また，いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化，地域や保護者等からの要望への対応など，求められる役割が拡大しており，こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

こうした実態の改善に向け，平成 29 年 12 月，中央教育審議会において，「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」がまとめられ，国，教育委員会，学校が取り組むべき具体的な方策が示された。これを受けて，文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめた。

これらの中で，教育委員会は，所管する学校に対する時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定することが必要であるとされていることから，熊野町教育委員会として，本取組方針を策定し，教職員が働きやすい環境を整備するとともに，管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し，教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して，熊野町立学校における働き方改革を推進する。

## 2 現状と課題

業務の実態を把握し，学校の業務改善に向けた取り組みの参考とするため，平成 28 年度及び平成 29 年度に広島県教育委員会が業務改善モデル校を対象にアンケートを実施している。その中から「児童・生徒と向き合う時間が確保できている。」と感じている教員の割合，「教員の 1 週間当たりの時間外・持ち帰りの時間」の 2 項目の結果を見ると，「児童・生徒と向き合う時間が確保できている。」と感じている教員の割合は，小学校，中学校とも県平均と同程度の数値となっている。しかし，いずれも広島県教育委員会が目標値としている 80%を下回る結果となっている。

また，「教員の 1 週間当たりの時間外・持ち帰りの時間」については，小学校，中学校とも県平均と同程度の数値となっている。しかし，教員の 1 ヶ月当たりの勤務時間外在校時間は，小学校・中学校ともに 45 時間を超える教員が多数おり，特に中学校は，80 時間を超える教員が存在することが明らかになった。

「児童・生徒と向き合う時間」が確保できていると感じている教員の割合（％）

	町内小学校	県内小学校 全体	町内中学校	県内中学校 全体
平成 28 年度	69.2	66.6	63.5	63.5
平成 29 年度	79.5	76.9	65.7	65.9

※小学校は、4 校中 2 校分のデータ

※「児童・生徒と向き合う時間」

授業，授業準備，教材研究，週案・指導略案作成，部活動，個別指導（学習補充，進路指導，生徒指導 等）

「教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの時間」(時間)

	町内小学校	県内小学校 全体	町内中学校	県内中学校 全体
平成28年度	18.4	21.2	31.2	24.9
平成29年度	19.8	19.9	26.8	24.0

教員の1ヶ月あたりの勤務時間外在校時間(令和元年度)

	総人数	45時間超		80時間超	
		人数	割合	人数	割合
小学校	87	13	14.9%	0	0%
中学校	49	30	61.2%	8	16.3%

### 3 目標・成果指標

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

「学びの変革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

[成果指標]

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合  
令和3年度末には80%以上

(2) 長時間勤務の縮減

教員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

[成果指標]

時間外勤務が月80時間を超える教職員の数  
令和3年度 1年を通じて0人

### 4 取り組み

前記の目標を達成するため、次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- (1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- (2) 部活動指導に係る教員の負担軽減
- (3) 学校における組織マネジメントの確立
- (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

① 町費による教職員等の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

ア 学習指導及び生徒指導の充実を図るための町費非常勤講師の配置

イ 校務支援を図るための学校支援員の配置

ウ 特別支援教育の推進を図るための介助員・配慮児童指導員の配置

エ 学校図書館運営の促進を図るための図書司書の配置

オ 学校の環境整備の充実を図るための用務員の配置

② 校務支援システム等 I C T機器の導入の検討

成績処理システムや通知表作成システムを導入の検討を行う。

また、I C T機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。

③ 各種計画，事業，調査・照会等の見直し

ア 学校が作成する各種計画や熊野町教育委員会が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を図る。

イ 新たな業務を付加する場合には，過度な負担とならないよう配慮する。

④ 研修の見直し等

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進める。

⑤ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに，全町的な教材・学習指導案等の共有の仕組みづくりの検討を進める。

⑥ 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため，県費スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等と密に連携を図るとともに，教育相談員等の専門スタッフを配置し，専門機関との連携を充実させる。

⑦ 学校・教員が担う業務の整理，家庭・地域との連携の推進

ア 学校や教員が担う業務について，役割分担や外部委託等，業務の在り方の検討を進める。

イ 部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など，保護者の理解を得た上で取組を推進する。

(2) 活動指導に係る教員の負担軽減

① 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

ア 熊野町教育委員会が策定する方針を踏まえ，学校において，運動部活動の方針を策定するとともに，方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

イ 文化部については，今後策定予定の国のガイドライン，県の方針を踏まえて

方針を策定することとし、当面は、運動部活動の方針を準用して取り組む。

② 外部人材を活用した取り組み

ア 競技力向上事業等による専門的な技術指導ができる外部指導者の配置を推進する。

イ 部活動の指導，引率等を行う部活動指導員の活用など運営体制の充実に向けた検討を進める。

③ 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。

④ 効果的な練習方法等の研修への参加

県が主催する研修会に教員を積極的に参加させる。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

① 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

ア 学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

イ 校内の推進体制を整備した上で、P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。

ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。

エ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

② マネジメント研修への参加

教職員の組織管理や時間管理，健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図る。

③ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化，事務の効率化のため，教頭，事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

① 学校における勤務時間管理の徹底

ア 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け，令和元年 11 月に導入した入退校システムにより，教職員の勤務時間を把握し，適正な勤務時間管理を行う。

イ 管理職は，把握した勤務時間を踏まえて，教職員と面談を行い，必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。

ウ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや，教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて，長時間勤務の改善

に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

② 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

③ 一斉閉庁期間の設定

ア 8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。

イ 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

④ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、研修や校内研修の充実を図る。

## 5 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。